

# 児童憲章

われらは、日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1・すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2・すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3・すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
- 4・すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5・すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
- 6・すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7・すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8・すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9・すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境から守られる。
- 10・すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取り扱いから守られる。  
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 11・すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12・すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

この欄は手帳を受け取ったらすぐに自分で記入してください。

続柄	ふりがな 氏名	生年月日(年齢)	職業
母 (妊婦)		年 月 日生( 歳)	
子 の 保 護 者	父	年 月 日生( 歳)	
		年 月 日生( 歳)	
居住地	電話		
	電話		
	電話		

## ＊＊＊＊＊ 出生届出済証明 ＊＊＊＊＊

子の氏名	男・女		
出生の場所	都道府県	市区町村	
出生の年月日	年	月	日

上記の者については 年 月 日

出生の届出があつたことを証明する。

市区町村長

印

\* 赤ちゃんが生まれたら14日以内に出生届をして、同時に上欄に出生届出済の証明を受けてください。